

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 8 年度 第 1 回 小金井市交通安全推進協議会
事 務 局	都市整備部 交通対策課
開 催 日 時	令和 8 年 8 月 2 7 日（水）午後 2 時 0 0 分～午後 3 時 0 0 分
開 催 場 所	小金井市役所第二庁舎 8 階 8 0 1 会議室
出 席 者	別紙のとおり
傍 聴 の 可 否	☒ 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍 聴 者 数	0 人
傍 聴 不 可 等 の 理 由 等	
会 議 次 第	1 委嘱状交付 2 委員自己紹介 3 会長及び会長職務代理者選出 4 小金井警察署管内における交通情勢について 5 令和 8 年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について 6 令和 8 年秋の全国交通安全運動期間中の取り組みについて 7 小金井市交通安全計画（令和 9 ～ 1 3 年度）（案）について 8 その他
会 議 結 果	別紙のとおり
発言内容・発言者名	別紙のとおり

提出資料	【事前配布資料】 ・小金井市交通安全推進協議会委員名簿 資料 1 ・令和 8 年秋の交通安全運動市内広報文（案） 資料 2 ・令和 8 年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案） ・小金井市交通安全計画（令和 9 ～ 1 3 年度）（案） 【差替え資料】 ・小金井市交通安全推進協議会委員名簿 資料 1 【当日配布資料】 ・市民のつどいパンフレット ・秋の全国交通安全運動リーフレット ・交通安全情報
-------------	---

令和８年度第１回小金井市交通安全推進協議会会議録

１ 日 時 令和８年８月２７日（水）午後２時００分～午後３時００分

２ 場 所 小金井市役所第二庁舎８階 ８０１会議室

３ 内 容

- (１) 委嘱状交付
- (２) 委員自己紹介
- (３) 会長及び会長職務代理者選出
- (４) 小金井警察署管内における交通情勢について
- (５) 令和８年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について
- (６) 令和８年秋の全国交通安全運動期間中の取り組みについて
- (７) 小金井市交通安全計画（令和９～１３年度）（案）について
- (８) その他

４ 出席者

【委 員】（敬称略）

並木 正彦（代理出席）、太田 宏徳、サカグチ（代理出席）、嶋田 宏之、浅野智彦、所 夏目、美濃谷 ひろみ、オオヤ（代理出席）、佐々木 由佳、渡辺昭子、小山 定男、中川 泰行、土屋 和子、タナカ（代理出席）、内田 貴之、大屋 志帆、明賀 英昭、笠原 直章

【小金井市】

渡邊 健介（都市整備部交通対策課長）、千葉 祐生（都市整備部交通対策課交通対策係長）、堀池 浩二（都市整備部交通対策課交通対策係主査）

【傍聴者】

０人

５ 主な発言要旨等

【事務局】

これより令和８年度第１回小金井市交通安全推進協議会を開催させていただきます。

～開会、資格審査、配布資料の確認、一斉改選に伴う所掌事務の説明～

次第に沿って、進行させていただきます。

（１）の委嘱状交付です。

本来であれば市長より、各委員の皆様へ委嘱状を交付させていただくと

ころでございますが、本日、市長は他公務により参加できず、机上配布とさせていただきます。

(2) 委員自己紹介です。

ご就任いただきました委員の皆様から、所属とお名前のみでも結構ですので、自己紹介をお願いしたいと思います。

～各出席委員及び事務局から自己紹介～

(3) 会長及び会長職務代理者選出です。

議題は会長の互選についてであります。お諮りいたします。

選出の方法については、いかがいたしましょうか？

どなたか選出方法についてご意見はありませんか？

【土屋委員】

選出の方法については、委員の中から指名推薦の方法により行うのが、よろしいと考えます。

【事務局】ただいま、選出方法について、指名推薦によるのご意見がありました。そのように決定することにご異議はありませんか？

ご異議なしと認めます。よって、指名推薦の方法で行います。

それでは、どなたかご推薦をいただきますでしょうか？

【土屋委員】

会長には、小金井警察署管内交通安全協会でご活躍され、本協議会でも前回、会長をされていたことから、小山定男さんを推薦いたします。

【事務局】

会長に、小山定男さんをとのご推薦がございました。

お諮りいたします。本協議会会長に小山定男さんを選出することにご異議ございませんか？

～異議なし～

ご異議なしと認めます。よって、本協議会会長には小山さんにご就任いただくことと決定いたしました。

それでは、ただいまご就任されました小山会長には会長席にお座りいただき、会長就任のご挨拶をいただきたいと思います。小山会長、お願いします。

【会 長】
～就任の挨拶～

【事務局】

続きまして、会長職務代理者の選出でございます。

規定では、「会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を行なう。」となっております。ここで小山会長に職務代理者を指定していただきたいと思います。

【会 長】

会長職務代理者には、信山重広さんを指名します。

【事務局】

ただいま、会長職務代理者に、信山重広さんをとの指名がございました。信山委員、お引き受けいただけますでしょうか。

～了承された～

ありがとうございます。よろしくお願いします。

会長、会長職務代理者が決定いたしましたので、私の職務は終了いたしました。議事進行へのご協力ありがとうございました。

それでは、小山会長、議事の進行をお願いいたします。

【会 長】

それでは進行を引き継がせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、次第１の（４）「小金井警察署管内における交通情勢について」です。小金井警察署より説明願います。

【警察・並木課長】

～市内の交通事故件数等の状況、道路交通法改正（青切符、生活道路の速度制限）、市民のつどいの紹介などを報告・説明～

【会 長】

続きまして、（５）「令和８年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について」です。事務局から説明願います。

【事務局】

～推進要領（案）について、資料に基づき説明～

【会 長】

事務局からの説明が終わりましたが、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

～特に質疑応答はなし～

【会 長】

無いようでしたら、本案を原案どおり決定することにご異義ございませんか。

～異義なし～

【会 長】

ご意義がありませんので、「令和８年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）」は、原案どおり決定いたします。

恐縮ではございますが、カッコ書きの（案）を消していただきますようお願いいたします。

【会 長】

次に、（６）「令和８年秋の小金井市交通安全運動期間中の取り組みについて」です。事務局から説明願います。

【事務局】

～取り組みについて、口頭にて説明～

【会 長】

事務局からの説明が終わりましたが、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

～質疑応答は特になし～

【会 長】

続きまして、（７）「小金井市交通安全計画（令和９年度から令和１３年度）案」について」です。事務局から説明願います。

【事務局】

～小金井市交通安全計画（案）について、資料に基づき説明～

【会 長】

事務局からの説明が終わりました。

ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

～特に質疑応答はなし～

【会 長】 質疑が無いようです。事務局からの説明の中で、内容等をわかりやすく工夫するなどの発言もあり、その点については会長一任ということで、今後の作業に進めさせていただきます。

【会 長】

それでは、「2 その他」について、事務局お願いします。

【事務局】

先ずは、今後の参考として、各団体等における現状の交通安全対策への取り組みや法改正（青切符）の影響などについて、ご発言お願いできますでしょうか。

～民間団体からは講習会、研修会への参加を通じて周知徹底を図っている。ヘルメットの着用は増えているが自転車運転手のマナーには問題がある。

保育園・学校等からは児童・子どもに対して体験学習を実施し意識啓発に努めている。また、保護者に対してはビラ等により周知徹底を図っているなど～

【事務局】

事務局から「2 その他」として2点ご報告いたします。

1点目、次回の開催についてです。次回の開催は3月を予定しております。

2点目、本日の報酬についてです。

市の規程では、翌月の10日迄に支払うものとされています。従いまして、来月9月10日（木）までにご指定の口座に振り込むかたちでお支払いいたします。

なお、公の機関の代表者及び報酬受け取りをご辞退された委員においては、支給対象の除外とさせていただきますので、ご了承ください。

委員報酬を受けられる方で新たに委員となられた方、振込先変更を希望される方はお手数ですが、会議終了後事務局に申しつけ下さい。

事務局からは以上です。

【会 長】

何かご質問はございませんか。無ければ、これで令和8年度第1回小金

井市交通安全推進協議会を終了させていただきます。

今後２年間どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございました

令和 8 年度 第 1 回 小金井市交通安全推進協議会 次第

日 時 令和 8 年 8 月 2 6 日（水）午後 2 時から
場 所 小金井市役所第二庁舎 8 0 1 会議室

1 報告・協議

- (1) 委嘱状交付
- (2) 委員自己紹介
- (3) 会長及び会長職務代理者選出
- (4) 小金井警察署管内における交通情勢について
- (5) 令和 8 年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について
- (6) 令和 8 年秋の全国交通安全運動期間中の取り組みについて
- (7) 小金井市交通安全計画（令和 9 年度から令和 1 3 年度）（案）
について

2 その他

- ・次回開催について

【事前配布資料】

- ・小金井市交通安全推進協議会委員名簿 資料 1
- ・令和 8 年秋の交通安全運動市内広報文（案） 資料 2
- ・令和 8 年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）
- ・小金井市交通安全計画（令和 9 年度から令和 1 3 年度）（案）

※意見シート

【差替え資料】

- ・令和 8 年度第 1 回小金井市交通安全推進協議会次第
- ・小金井市交通安全推進協議会委員名簿（資料 1）

小金井市交通安全推進協議会委員名簿

令和 8 年 6 月 2 5 日現在

No.	職名	氏名	備 考（推薦団体等）
1	委員	わたなべ やすこ 渡辺 裕子	警視庁小金井警察署（署長）
2	委員	おおた ひろのり 太田 宏徳	小金井市議会（議員）
3	委員	いとう つよし 伊藤 剛	東京消防庁小金井消防署（署長）
4	委員	しまだ ひろゆき 嶋田 宏之	日本郵便株式会社（小金井郵便局長）
5	委員	あさの ともひこ 浅野 智彦	小金井市教育委員会（委員）
6	委員	ところ なつめ 所 夏目	小金井市教育委員会（市立前原小学校長）
7	委員	みのたに ひろみ 美濃谷 ひろみ	小金井市教育委員会（市立緑中学校長）
8	委員	ごとう ひろし 後藤 洋士	都立多摩科学技術高等学校（校長）
9	委員	ささき ゆか 佐々木 由佳	小金井市私立幼稚園協会
10	委員	わたなべ あきこ 渡邊 昭子	小金井警察署管内交通安全協会
11	委員	こやま さだお 小山 定男	小金井警察署管内交通安全協会
12	委員	なかがわ やすゆき 中川 泰行	小金井市悠友クラブ連合会
13	委員	つちや やすこ 土屋 和子	小金井市駅周辺放置自転車対策協議会
14	委員	のぶやま しげひろ 信山 重広	武蔵小金井・東小金井駅連絡協議会
15	委員	うちだ たかゆき 内田 貴之	東京むさし農業協同組合小金井支店
16	委員	おおもり やすお 大森 康雄	小金井市商工会
17	委員	おおや しほ 大屋 志帆	㈱尾久自動車
18	委員	みょうが ひであき 明賀 英明	京王バス㈱府中営業所
19	委員	かばら なおあき 笠原 直章	（一社）東京都トラック協会多摩支部

※ 任期は令和 1 0 年 4 月 3 0 日まで

令和 8 年秋の交通安全運動市内広報文

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。
9 月 21 日から 30 日までの 10 日間、秋の全国交通安全運動が行われています。

○ 市民の皆さん

- ◆交通事故の多くは、交通ルール、マナーを守らなかったために起きています。
交通ルールを守り、交通安全の輪を街いっばいに広げて、交通事故をなくしましょう。
- ◆「たくさんの 笑顔が走る 小金井市」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。
9 月 21 日から 30 日までの 10 日間、秋の全国交通安全運動が行われています。

○ ドライバーの皆さん

- ◆子どもと高齢者の歩行中の事故が増えています。子供や高齢者の動きに注意し、徐行や十分な間隔を確保し、思いやりのある運転をしましょう。
- ◆日暮れ時は事故が多くなります。日没より早めのライト点灯に心掛けましょう。
- ◆飲酒運転・「ながらスマホ」運転は絶対にやめましょう。
- ◆「歩行者を 守るあなたの おもいやり」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。
9 月 21 日から 30 日までの 10 日間、秋の全国交通安全運動が行われています。

○ 二輪ライダーの皆さん

- ◆二輪車による交通事故が増えています。スピードの出しすぎや、無理な追い越しはやめましょう
- ◆交差点やカーブの手前では十分にスピードを落とすなど、安全な走行に心掛けましょう。
- ◆「身につけて あなたを守る プロテクター」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。
9月21日から30日までの10日間、秋の全国交通安全運動が行われています。

○ 自転車を運転する皆さん

- ◆自転車の交通事故が増えています。
- ◆自転車も車両です。信号や一時停止などの交通規則を守りましょう。
- ◆信号無視、二人乗り、傘差し、スマートフォンやイヤホン使用などの危険な運転は絶対にやめましょう。
- ◆「身につけよう 正しいマナーと ヘルメット」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。
9月21日から30日までの10日間、秋の全国交通安全運動が行われています。

○ よい子の皆さん

- ◆車は急に止まれません。道路に飛び出すのは絶対にやめましょう。
- ◆道路を渡るときは、必ず止まって左右をよく見て車が止まるのを確認してから渡りましょう。
- ◆「青だけど たしかめようね みぎひだり」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。
9月21日から30日までの10日間、秋の全国交通安全運動が行われています。

○ 高齢者の皆さん

- ◆歩行中の高齢者の交通事故が増えています。無理な横断は止め、横断歩道を渡りましょう。
- ◆外出時は明るく目立つ服を着ましょう。
- ◆反射材を身に着けて「自らの存在をアピール」しましょう。
- ◆「お出かけは 明るい服装 反射材」

(案)

令和 8 年

秋の小金井市交通安全運動

9 月 2 1 日 (月) ～ 3 0 日 (水)

推進要領

～世界一の交通安全都市 TOKYO を目指して～

交通ルール・交通マナー・思いやり
を実践しましょう！

9 月 3 0 日 (水)

交通事故死 **ゼロ** を目指す日です。

小 金 井 市
小金井市交通安全推進協議会

第 1 目 的

交通安全運動をきっかけに、市民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組に参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的としています。

第 2 スローガン

世界一の交通安全都市 T O K Y O を目指して

第 3 期 間

- 1 令和 8 年 9 月 2 1 日 (月) から 3 0 日 (水) までの 1 0 日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9 月 3 0 日 (水)

第 4 主催機関

小金井市
小金井市交通安全推進協議会
警視庁小金井警察署
小金井警察署管内交通安全協会
関係機関及び団体

第 5 運動の重点

- 1 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- 2 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- 3 自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

第6 具体的な推進要領

1 運動の重点に対する推進要領

(1) 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

- ・交通事故死者数を状態別で見ると、歩行中の割合が最も高く、高齢者の割合が約7割を占めている。
- ・夜間における歩行中の交通事故による死者数が多くなっている。
- ・原因を見ると、横断歩道外横断等の法令違反や交通ルールが履行されていない状況が見受けられる。
- ・歩行者に対し、交通事故の実態の周知を図るとともに、反射材用品の着用促進や明るい目立つ色の服装等の着用についても呼び掛ける必要がある。

家庭・地域 では	○ふだんから交通ルールと正しいマナーについて、話すよう心がけましょう。 ○外出時には、明るく目立つ服を心掛け、「反射材」を身に付けて、車の運転者に「自らの存在をアピール」しましょう。
運転者は	○交通ルール、正しいマナー、思いやりをもって運転に心がけましょう。 ○横断歩道外横断する歩行者にも注意しましょう。
職場・学校 等では	○職場では、通学路を含めた子供が多く通る場所を確認し、注意して通行しましょう。 ○学校では、日頃から交通安全について指導しましょう。

(2) 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

- ・日の入り時刻が急激に早まる秋口以降、夕暮れ時から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあり、その多くが歩行者事故である。
- ・飲酒運転による死亡・重症事故が令和5年以降、年間400件を超えるなど。下げ止まりの状況になっている。
- ・スマートフォン等を使用しながら自動車を走行させる「ながらスマホ」が要因となった死亡・重傷事故は令和2年以降、年々増加傾向である。

家庭・地域 では	○「ながらスマホ」の危険性について話し合い、大人が交通ルールを守り、お手本となりましょう。 ○信号を守る、横断歩道を必ず渡るなど、基本的な交通ルールを守りましょう。
-------------	--

運転者は	○車両運転中のスマホ等の使用は絶対にやめましょう。 ○飲酒運転は絶対にやめましょう。
職場・学校等では	○通学路、日頃の通り道等の危険個所を再点検しましょう。 ○アルコール検知器の使用、ハンドルキーパー運動の促進等の取り組みを推進しましょう。

(3) 自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底

- ・自転車乗車中の交通事故死者数は年々減少傾向であるがその 8 割に法令違反が認められるほか、65 歳以上が多くを占めている。
- ・令和 7 年中の都内における二輪車（原動機付自転車を含む）乗車中の死者数は、全死者数の約 26.1% を占め、全国平均の 18.8% を上回る状況です。
- ・令和 8 年 4 月 1 日から自転車について交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入された。

家庭・地域では	○自転車安全利用五則を実践して、交通ルールを遵守しましょう。 ○自転車に乗車する時は、乗車用ヘルメットを着用しましょう。 自転車安全利用五則 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 3 夜間はライトを点灯 4 飲酒運転は禁止 5 ヘルメットを着用
運転者は	○自転車も車両です。信号や一時停止の標識を守りましょう。 ○ヘルメットの着用、販売店等で定期的な点検整備、損害賠償保険等に参加しましょう。 ○夕暮れ時には、早めのライト点灯に心掛けましょう ○二人乗り、並進、傘差し運転や、スマートフォン、イヤホン使用等の危険な運転は絶対に止めましょう。
職場・学校等では	○自転車通勤・通学する者がいる場合は、自転車の安全に利用について、周知に努めましょう。 ○自転車使用する事業者は、利用者への交通ルール遵守の指導を徹底しましょう。

2 主催機関の推進事項

主 催 機 関	推 進 事 項
小金井市	○計画策定と実施に伴う会議の開催及び関係機関・団体との連絡調整 ○市報、ホームページ、広報車等の広報媒体を活用した積極的な広報活動の展開 ○市内鉄道駅周辺等に「交通安全運動実施中」ののぼり旗を設置する等、地域実態に応じた交通安全普及啓発活動
警視庁小金井警察署	○広報啓発活動及び交通安全教育の推進 ○交通街頭活動及び交通違反者の指導取締りの徹底 ○関係機関・団体との連携の強化
道路管理者	○交通事故多発路線等における安全対策の推進 ○道路パトロール等による交通安全施設の点検及び道路交通環境の整備 ○各種交通安全活動の推進と関連行事への積極的な参加
関係機関・団体	○自主的な交通安全活動と各種行事への積極的な参加 ○職員への周知徹底と飲酒運転根絶、自転車安全利用等の広報・啓発活動の推進及び自転車用ヘルメットの着用促進 ○トワイライト・オン運動の推進
小金井警察署管内交通安全協会	○各種行事の開催による交通安全活動の推進 ○会員・関係団体との連携による街頭指導活動の推進 ○各種広報媒体を活用した積極的な広報活動
小金井市教育委員会	○各学校への運動の周知徹底と授業等での交通安全に対する意識付け ○安全に道路を通行することに関する日常生活における保護者から児童に対する安全教育の推進 ○各種広報媒体を活用した保護者への広報・啓発活動の推進 ○自転車利用者に対するヘルメット着用の促進



思いやりとルールで つなぐ未来

小金井市交通安全計画（案）

令和9年度～令和13年度

～自転車安全利用五則～

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



小金井市交通安全計画 目次

第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 交通事故等の概況	1
1 市の交通概況	1
2 交通事故の現状	4
3 道路交通法改正等、交通安全にかかる国・都の動向	8
第3章 交通安全計画の目標と成果	9
1 前回の交通安全計画における達成状況	9
2 本計画の目標	10
第4章 交通安全施策の方向	11
1 最重点課題	11
2 最重点課題の対策	11
(1) 自転車の安全利用の推進	11
3 重点課題	14
4 重点課題の対策	14
(1) 重点課題1 ～高齢者及び子どもの交通安全の確保～	
【高齢者の交通安全の確保】	14
【子どもの交通安全の確保】	16
(2) 重点課題2 ～二輪車の安全対策の推進～	17
(3) 重点課題3 ～飲酒運転等の根絶～	18
第5章 分野別施策	20
1 道路交通環境の整備	20
2 交通安全意識の啓発	22
3 道路交通秩序の維持	25
4 救助・救急体制の整備	25
5 被害者の支援	26
6 災害に備えた道路交通環境の整備等	26
第6章 計画の推進	27
1 行政機関	27
2 民間活力の結集	27

第1章 計画策定の趣旨

- ◆ 本市では、悲惨な交通事故を未然に防ぎ、市民の生命と財産の安全を守り、平和で明るい生活確立することを目的として、昭和37年に交通安全都市を宣言しました。
同年4月、市内における交通道德の高揚と交通安全運動の推進ならびに交通環境の整備、改善および交通事故の防止を図ることを目的とした「小金井市交通安全推進協議会」を設置し、小金井市、小金井警察署及び関係機関等が一体となって、交通事故等の撲滅に資する取組を推進しているところです。
- ◆ 市内の交通事情は、「JR中央本線連続立体交差事業」をはじめ、「武蔵小金井駅南口市街地再開発事業」、「東小金井駅北口土地地区画整理事業」が進められ、交通広場の整備や道路整備など、交通の流れにも変化が見られます。さらに、令和12年度竣工予定の「武蔵小金井駅北口再開発事業」が推進されます。
- ◆ 本計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第26条の規定に基づき東京都において第12次東京都交通安全計画（令和8年4月東京都交通安全対策会議）が示され、これを基調とし、令和9年度から令和13年度までの5年間を計画期間として策定するものです。過去の交通安全対策と諸施策の推移、その成果を踏まえ、より効果的で実践的な交通安全対策の計画的な推進を図るとともに、上記の交通状況等も踏まえつつ、市内の交通事故や交通災害の防止に関する総合的かつ長期的な施策を確立し、関連する諸計画との整合性を図りながら推進していくものです。

第2章 交通事故等の概況

1 市の交通概況

- ◆ 本市は、東西約4.1km、南北約4.0km、面積11.30km²で、東京都のほぼ中央、都心から約25km西方に位置しています。
- ◆ 市域を通る幹線道路は、五日市街道、連雀通り、東八道路が東西に、小金井街道、新小金井街道が南北に、合計5本の都道を有し、それに市道が接続し市内の道路網を形成しています。
- ◆ 電車網については、市の中央を東西にJR中央本線が走り、市の南東部に西武多摩川線が走っています。
- ◆ 令和3年から令和7年にかけて、本市では人口、運転免許証保有者数、および自動車保有台数がいずれも微増傾向を示しています。さらに、JR中央本線高架化による踏切の解消や大規模商業施設の開業等により、周辺地域からの流入車両も増加してい

ると推察されます。こうした市内外からの交通量の増大により、幹線道路である都道において混雑が常態化し、その迂回路として市道等の生活道路へ進入する通過車両が増加していることが前計画からの引き続きの課題となっています。

表1 市の人口の推移（各年1月1日現在）

区分 年		世帯数 (世帯)	人 口						
			A	B	C	65歳以上		15歳以下※	
			男 (人)	女 (人)	合計 (人)		Cに占める割合		Cに占める割合
					(A + B)	(人)	(%)	(人)	(%)
R 3	61,909	60,957	62,871	123,828	26,172	21.1	15,425	12.5	
R 4	62,328	61,271	63,346	124,617	26,488	21.3	15,770	12.7	
R 5	62,753	61,376	63,380	124,756	26,652	21.4	15,759	12.6	
R 6	62,848	61,291	63,323	124,614	26,877	21.6	15,682	12.6	
R 7	63,469	61,595	63,579	125,174	27,218	21.7	15,670	12.5	

資料：市HP

表2 市内の運転免許証保有者数（各年12月末現在）

年	区分	総数	男	女	人口に対する 保有率 (%)
		(人)	(人)	(人)	
R 3		76,282	42,467	33,815	61.6
R 4		76,307	42,366	33,941	61.2
R 5		76,278	42,195	34,083	61.1
R 6		76,548	42,341	34,207	61.4
R 7		76,828	42,427	34,401	61.4

資料：警視庁交通年鑑

表3 市内の自動車等の保有台数（各年12月末現在）

（単位：台）

区分 年	総数	バス	乗用車	貨物車	特殊 用途車	特殊車	二輪車	ミニカー
R 3	35,660	62	27,036	3,189	458	135	4,703	77
R 4	35,843	69	27,152	3,213	460	133	4,742	74
R 5	35,855	68	27,102	3,232	462	134	4,773	84
R 6	35,919	69	27,140	3,252	486	134	4,746	92
R 7	36,060	74	27,313	3,253	505	133	4,670	87

資料：警視庁交通年鑑

表4 市の道路概況

区分 年度	道路実面積 (㎡)	道路実延長 (m)	平均道路幅員 (m)
R 3	793,393	161,167	4.9
R 4	793,835	161,298	5.0
R 5	801,545	161,730	5.0
R 6	803,589	162,003	5.0
R 7	805,178	162,223	5.0

資料：道路管理課調査

2 交通事故の現状

- ◆ 東京都内の交通事故発生件数は、平成12年の92,241件をピークに長期的には減少傾向にあったものの、近年の推移を見るとコロナ禍を経て、増加傾向に転じています。「表5」のとおり、令和7年中の都内の交通事故発生件数は30,176件、死者数134人、負傷者数33,401人であり、5年前の令和3年比では発生件数が2,578件、死者数が1人、負傷者数が2,565人の増加となりました。
- ◆ また、「表6」のとおり、市内における令和7年の交通事故発生件数は167件、死者数0人、負傷者数178人となっており、同様に5年前の令和3年と比較して、発生件数が5件、負傷者数が4人の増加となっています。都内・市内ともに近年は交通事故が微増傾向にあり、依然として予断を許さない交通情勢と言えます。
- ◆ さらに深刻な課題として、「表6」、「表7」のとおり、令和7年中の市内の交通事故死傷者178人のうち、65歳以上の高齢者が62人で全体の34.8%、15歳以下の子どもが13人で全体の7.3%、二輪車における死傷者数が15人で全体の8.4%を占めています。特筆すべきは自転車における死傷者数で、106人と全体の59.6%を占め、極めて高い水準にあります。
- ◆ このことから、本市では、死傷者の約6割を占める自転車や、割合の高い高齢者をはじめ、子ども、二輪車に対する重点的な交通安全対策を講じることが喫緊の課題であると考えています。

表5 東京都内の交通事故発生件数等（各年12月末現在）

年 \ 区分	事故件数	死亡者	負傷者
	(件)	(人)	(人)
R 3	27,598	133	30,836
R 4	30,170	132	33,429
R 5	31,385	136	34,870
R 6	30,103	146	33,251
R 7	30,176	134	33,401

資料：警視庁交通年鑑

表6 市内の交通事故発生件数等（各年12月末現在）

年 \ 区分	事故件数	死亡者	負傷者
	(件)	(人)	(人)
R 3	162	0	174
R 4	180	0	196
R 5	215	0	232
R 6	165	3	167
R 7	167	0	178

資料：警視庁交通年鑑

表7 市内の高齢者（65歳以上）、子ども（15歳以下）、二輪車、自転車の死傷者数と全死傷者数に対する割合（各年12月末現在）

年 \ 区分	65歳以上		15歳以下		二輪車		自転車	
	死傷者	%	死傷者	%	死傷者	%	死傷者	%
	(人)		(人)		(人)		(人)	
R 3	32	18.4	11	6.3	27	15.5	57	32.8
R 4	34	17.3	10	5.1	20	10.2	95	48.5
R 5	59	25.4	15	6.5	28	12.1	124	53.4
R 6	55	32.4	11	6.5	15	8.8	99	58.2
R 7	62	34.8	13	7.3	15	8.4	106	59.6

資料：警視庁交通年鑑

表8 市内の交通事故年齢別死傷者数（各年12月末現在）

（単位：人）

年	区分	子ども			中学卒 ～19歳	20歳 代	30歳 代	40歳 代	50歳 代	60～ 64歳	65歳 以上	合計
		幼児	小学生	中学生								
R 3	死亡者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	1	7	3	5	33	29	31	22	11	32	174
	合計	1	7	3	5	33	29	31	22	11	32	174
R 4	死亡者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	3	6	1	9	20	28	44	38	13	34	196
	合計	3	6	1	9	20	28	44	38	13	34	196
R 5	死亡者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	4	8	3	13	26	25	32	47	15	59	232
	合計	4	8	3	13	26	25	32	47	15	59	232
R 6	死亡者	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3
	負傷者	2	9	0	11	23	14	17	28	10	53	167
	合計	2	9	0	11	23	14	17	29	10	55	170
R 7	死亡者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	4	4	5	12	16	20	23	22	10	62	178
	合計	4	4	5	12	16	20	23	22	10	62	178

資料：警視庁交通年鑑

表 9 市内の路線別交通事故発生件数（各年 1 2 月末現在）（単位：件）

年 路線		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
都道	連雀通り	7	16	23	8	13
	小金井街道	27	14	21	24	15
	東八道路	19	17	17	9	14
	行幸通り	1	4	5	3	5
	五日市街道	2	3	6	4	5
	国分寺街道	1	2	0	0	1
	新小金井街道	16	23	23	13	14
合計		73	79	95	61	67
市道、私道		89	101	120	104	100
総合計		162	180	215	165	167

資料：小金井警察署調

表 1 0 市内の地域別交通事故発生件数（各年 1 2 月末現在）（単位：件）

年 地域	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
東 町	11	19	21	16	15
梶 野 町	9	16	14	15	19
関 野 町	4	1	4	1	3
緑 町	14	13	17	12	10
中 町	10	14	16	9	16
前 原 町	33	31	49	32	25
本 町	28	32	37	32	25
桜 町	14	3	9	15	8
貫井北町	14	24	19	18	21
貫井南町	25	27	29	15	25
合 計	162	180	215	165	167

資料：小金井警察署調

3 道路交通法改正等、交通安全にかかる国・都の動向

◆ 青切符制度の導入（令和8年4月施行）

道路交通法が令和6年に改正され、同年11月から自転車の運転中の携帯電話使用等に対する罰則が強化され、酒気帯び運転も罰則の対象とされたほか、道路交通法の改正により、令和8年4月1日から16歳以上の自転車運転者に対し、交通反則通告制度、いわゆる「青切符」制度が導入されました。これにより、信号無視、一時不停止及び歩道での危険な運転などに対して、実効性のある交通ルールの遵守徹底が図られます。

◆ 生活道路※における自動車の法定速度の引き下げ（令和8年9月施行）

歩行者や自転車の安全を確保する施策として、生活道路における法定速度が60km毎時に引き下げられます。生活道路の法定速度を30km毎時に引き下げられることにより、死亡事故の減少につながります。

※生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用される中央線がない狭い道路

◆ 特定小型等、新モビリティの安全対策（令和5年7月施行）

多様化する移動手段に対応するため、電動キックボード等を対象として「特定小型電動機付自転車」が定義されました。特定小型は免許不要（16歳以上）で運転でき、原則として、車道通行（20km/h以下）となります。

◆ 外国人の交通安全対策の強化

都内における在留外国人や訪都外国人旅行者等は近年増加しており、日本の運転免許を保有する外国人も増加しており、同時に外国人運転者による交通事故件数も増加傾向にあります。外国人が都内において自動車等を安全に運転できるよう、外国人運転者に対し、日本の交通ルールやマナーについて理解を図るための取り組みを強化する必要があります。加えて、外国人の歩行者や自転車、特定小型原動機付自転車等の利用者に対しても、同時に日本の交通ルール等について理解を促進し、外国人が当事者となる交通事故の抑止に向けた取り組みが求められます。

第3章 交通安全計画の目標と成果

1 前回の交通安全計画における達成状況

市内の交通事故死傷者数については、前計画期間中において、コロナ禍の影響などもあり増減を繰り返しており、直近の令和7年においては178人となっています。

基準となる令和2年の170人や、計画初年度である令和3年と比較しても増加となるなど、これまでの減少傾向から一転して微増傾向にあります。

これまで、市民・事業所・関係機関及び行政等が一体となって各種施策を展開し、交通事故防止に取り組んでまいりました。しかしながら、市内外からの交通量の変化に加え、特に関与率を低下させるべき自転車の事故死傷者割合が大きく上昇していることなどから、以下に示すとおり、前計画で掲げた2つの目標については未達成の状況にあります。

目標1

令和8年度までに、死傷者数を令和2年の死傷者数である170人から3割以上減少させることを目指します。

※死傷者数124人以下を目標とします

⇒ 令和7年度実績が178人であり、未達成

目標2

令和8年度までに、自転車に関与する事故における自転車関与率を令和2年の50%から10%以上減少させることを目指します。

※自転車関与率40%以下を目標とします。

⇒ 令和7年度実績が66.5%であり、未達成

2 本計画の目標

過去5年間の交通事故発生件数及び死傷者数は微増傾向にあり、深刻な状況にあります。中でも、「表11」のとおり、自転車に関与する交通事故の割合が高い水準で推移しています。悲惨な交通事故を未然に防ぎ、市民の生命、身体及び財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すためには、これまでの課題を踏まえたさらなる交通安全対策を推進していく必要があります。

そのため、今後5年間の目標を下記のとおり設定することとします。

- 1 **令和12年度までに**、市内の交通事故発生件数を令和7年度の167件から10%以上減少させることを目指します。

※ **交通事故件数150件以下を目標とします。**

- 2 **令和12年度までに**、自転車に関与する事故件数を令和7年の111件から10%以上減少させることを目指します。

※ **自転車関与件数100件以下を目標とします。**

第4章 交通安全施策の方向

1 最重点課題

本計画の目標でも掲げているとおり、市内の交通事故発生件数等が微増傾向にある中、自転車に関与する事故の占める割合が極めて高い水準となっています。「表 11」のとおり、市内の令和3年中の交通事故死傷者数における自転車の割合が40.1%であったのに対し、直近の令和7年には66.5%に達するなど大きく増加しています。

第12次東京都交通安全計画において、重視すべき主な取組として「自転車の安全利用の推進」を掲げていることや、上記のとおり本市における自転車事故の深刻な状況を踏まえ、前計画に引き続き、特に取り組むべき最重点課題として

自転車の安全利用の推進を掲げます。

あわせて、令和8年4月1日から、「青切符」の導入により罰則が強化された自転車の利用に関するルールやマナーの改善対策も含め、関係機関が一体となり総合的な対策を推進します。

2 最重点課題の対策

(1) 自転車の安全利用の推進

① 自転車安全利用の推進の必要性

自転車は、環境にやさしく身近で便利な乗り物として多くの市民に活用されています。また、昨今の健康志向の高まりや多様化するライフスタイルの変化などから、今後も自転車を利用する市民は増加することが予想されます。

自転車利用者の増加に伴い、今後さらに自転車に起因する重大な事故が増加することが強く懸念されることから、自転車の交通安全対策を強力に推し進めることは本市の喫緊かつ最も重要な課題となっています。

② 自転車安全利用のための施策

東京都では、自転車利用中の事故により、他人にケガをさせた場合に備えて損害を賠償できる保険等への加入を義務付けています。

また、道路交通法の改正（令和5年4月）により、すべての自転車利用者に対し乗用車ヘルメットの着用が努力義務となったことに伴い、市では令和5年度と令和6年度に自転車用ヘルメット購入助成を実施しました。

さらに、令和 8 年 4 月に青切符が導入された際にも、市報や SNS など様々な媒体を通じて周知に努めるとともに東京都や小金井警察署などと連携して各種イベントを通じて周知を図りました。

今後も様々な機会を捉えて、自転車の安全利用について周知の徹底を図ります。

③ 市民の皆様の役割

- 家庭、学校、職場等において、自転車の基本的な交通ルールやマナー、正しい駐輪方法、さらには交通事故の加害者となった場合の重大な責任（損害賠償等）について話し合い、共通認識を持ちましょう。
- 市や警察などが主催する自転車安全講習会等へ積極的に参加し、安全な乗り方を身につけましょう。
- 万が一の事故に備えた自転車損害賠償保険等への加入と、普段からの自転車の定期的な整備点検（TSマークの取得等）を行いましょう。

表 1 1 市内の自転車関与事故件数（各年 1 2 月末現在）

年	区分	事故件数	自転車関与事故件数	自転車関与率
		(件)	(件)	(%)
R 3		162	65	40.1
R 4		180	93	51.7
R 5		215	132	61.4
R 6		165	104	63.0
R 7		167	111	66.5

資料：小金井警察署 H P

表 1 2 市内の自転車乗車中交通事故年齢別死傷者数（各年 1 2 月末現在）

（単位：人）

年	区分	子ども			中学卒 ～24歳	25歳～ 39歳	40歳～ 64歳	65歳～ 74歳	75歳 以上	合計
		幼児	小学生	中学生						
R 3	死亡者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	0	0	2	10	11	23	5	6	57
	合計	0	0	2	10	11	23	5	6	57
R 4	死亡者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	3	3	1	11	13	38	18	8	95
	合計	3	3	1	11	13	38	18	8	95
R 5	死亡者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	1	5	3	16	20	42	14	23	124
	合計	1	5	3	16	20	42	14	23	124
R 6	死亡者	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	負傷者	1	7	0	18	15	26	13	18	98
	合計	1	7	0	18	15	27	13	18	99
R 7	死亡者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	1	3	5	13	13	27	17	27	106
	合計	1	3	5	13	13	27	17	27	106

資料：警視庁交通年鑑

3 重点課題

重点課題として

- (1) 高齢者及び子どもの交通安全の確保
 - (2) 二輪車の安全対策の推進
 - (3) 飲酒運転等の根絶
- を推進します。

4 重点課題の対策

- (1) 重点課題1 ～高齢者及び子どもの交通安全の確保～

【高齢者の交通安全の確保】

① 高齢者の交通安全確保の必要性

少子高齢化により、今後も高齢者の社会貢献が期待されています。その一方で個人差はあるものの、加齢に伴い視力や運動機能等の低下が考えられること、また、豊富な運転・交通経験に基づく油断等により、交通事故の要因となるものが若い世代に比べ多くなっています。

本市の現状として、高齢者の交通事故死傷者数は「表13」のとおり、令和3年の32人から令和7年には62人へと大幅に増加しています。

歩行中の死傷者が減少している一方で、65歳以上の自転車乗車中の死傷者が11人から44人へと4倍に急増しています。これらの自転車事故をはじめとする高齢者の事故を未然に防ぐことが、これからの安全で住みよいまちづくりには不可欠であると考えます。

② 高齢者の交通安全の確保のための施策

ア 高齢者に優しい交通環境の整備

急増している自転車乗車中の高齢者及び歩行中の高齢者の安全を確保するため、道路のバリアフリー化や改良、また、歩道等の放置自転車の撤去や反射材の普及、夜間・薄暮時(日没の前後それぞれ1時間)交通安全対策と街路灯の照度アップ等、高齢者に優しい交通環境の整備を推進します。

イ 高齢運転者に対する交通安全対策

昨今、高齢運転者による自動車事故が多発しており、自らが交通事故の加害者となるケースが増えています。悲惨な交通事故を無くするために更新時講習や免許証返納及び運転経歴証明書制度の周知を図ります。

ウ 市民参加型の交通安全教育等

自らの身体機能の変化や交通安全について再認識していただくため、各種キャンペーン、講習、会合等あらゆる機会を通じて、高齢者への交通安全意識の普及啓発に努めます。

③ 市民の皆様の役割

- 夜間・薄暮時はドライバーから良く見える明るい服装や反射材を付けましょう。
- 加齢に伴う身体機能変化を認識し、安全運転の意識を再確認しましょう。
- 自転車を利用する際は、命を守る乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 参加・体験・実践型の交通安全講習会等へ積極的に参加しましょう。

表 13 市内の高齢者（65歳以上）の交通事故状況別死傷者数（各年12月末現在）

（単位：人）

区分 年	歩行中	自転車 運転中	その他	内 訳		
				死亡者	負傷者	合計
R 3	11	11	10	0	32	32
R 4	4	26	4	0	34	34
R 5	12	37	10	0	59	59
R 6	13	31	11	2	53	55
R 7	8	44	10	0	62	62

資料：警視庁交通年鑑

【子どもの交通安全の確保】

① 子どもの交通安全確保の必要性

少子化がますます進行していく中、次世代を担う子ども達のかげがえのない命を交通事故から守ることは、親、地域、行政等が一体となって推進しなければならない重要課題です。本市における令和7年中の15歳以下の子どもの交通事故死傷者数は「表14」のとおり、13人となっており、そのうち9人が自転車乗車中の事故です。自ら危険を予測・回避することが未発達な子どもの特性を踏まえた対策が不可欠です。

② 子どもの交通安全確保のための施策

関係機関と協力し、子ども達が正しい交通ルール、マナーを学び、また、自ら危険を予測し回避する能力や安全に行動することができる判断力の育成を行うための体験型の交通安全教室を実践し、交通安全意識の高揚を図ります。

また、家庭や学校等での交通安全教育を促進します。地域においては、二人乗りや無灯火の自転車に乗っている子どもを見かければ注意する、車両を運転する際は歩行者、自転車等に思いやりを持って運転するなどして、交通事故防止に関係者が一丸となって協力し合うことを呼びかけ、広報啓発活動の充実・強化を図ります。

③ 市民の皆様の役割

- 家庭、地域、社会全体で子どもと一緒に交通ルール、マナー、道路上の危険、万が一事故が起きたときの責任、自転車の整備等について教育し、話し合う場を持ちましょう。
- 保護者は勿論、周囲の大人がまず子ども達の手本となるよう、日常生活の中で模範的な行動を実践しましょう。
- 自転車を運転する際や幼児を同乗させる際は、必ず乗車用ヘルメットを着用しましょう。

表14 市内の子ども（中学生以下）の交通事故状況別死傷者数（各年12月末現在）

（単位：人）

区分 年	歩行中	自転車 運転中	その他	内 訳		
				死亡者	負傷者	合計
R 3	7	2	2	0	11	11
R 4	0	7	3	0	10	10
R 5	5	9	1	0	15	15
R 6	3	8	0	0	11	11
R 7	3	9	1	0	13	13

資料：警視庁交通年鑑

表15 市内の子どもの交通事故発生状況（各年12月末現在）

区分 年	幼 児		小学生		中学生		合 計	
	件数	死傷者	件数	死傷者	件数	死傷者	件数	死傷者
	(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)	(件)	(人)
R 3	0	1	6	7	4	3	10	11
R 4	1	3	4	6	2	1	7	10
R 5	2	4	9	8	7	3	18	15
R 6	0	2	11	9	0	0	11	11
R 7	2	4	5	4	6	5	13	13

資料：警視庁交通年鑑

(2) 重点課題2 ～二輪車の安全対策の推進～

① 二輪車の安全対策推進の必要性

二輪車は、手軽で便利である一方、構造上事故の衝撃が直接身体に及ぼすため、重大事故につながるリスクが高い乗り物です。

交通事故発生状況を見てみますと、全世代にわたり二輪車乗車中の交通事故死者数の割合が依然として高くなっており、死亡・重傷事故を防止する観点から、二輪車の事故防止は、引き続き重要な課題のひとつです。

② 二輪車の安全対策推進のための施策

ア 道路交通環境の整備

事故多発地点等に重点を置いた再点検、改善、街路灯の照度アップ、カーブミラーの設置、道路標識の整備等、必要な措置を行います。

イ 交通安全意識の啓発

市民に対して、警視庁が行っている各種二輪車安全教室の周知に努めます。

ウ 交通実態に即した指導と取締りの要請

関係機関に要請し、事故多発路線、幹線・準幹線道路等の路線を重点に危険性、迷惑性の高い違反の指導取締りの実施し、安全運転意識の高揚を図ります。

③ 市民の皆様の役割

- 地域、職場、学校等で二輪車によるスピードを出し過ぎ、急な進路変更、すり抜けなど、危険な走行をしないよう呼び掛けるとともに、二輪車の危険性や命の大切さについて話し合しましょう。
- 二輪車の性能や自己の運転技量を過信することなく、カーブの手前では十分に速度を落とすなど、安全運転を心掛けましょう。
- 被害を軽減するためのヘルメットを正しく装着し、胸部・腹部を守るプロテクターを着けて身体を守りましょう。

(3) 重点課題3 ～飲酒運転等の根絶～

① 飲酒運転等の根絶の必要性

都内の飲酒運転による事故は、近年は減少傾向ではあるものの、根絶には至っておりません。アルコールは人の認知判断能力を低下させることから、重大な事故につながる事が多く、飲酒運転中の事故の致死率は事故全体の致死率より高くなっています。そのため、関係機関と連携した普及啓発を推進するとともに、悪質で危険な運転に重点を置いた指導・取締りを行うことが必要です。

また、最近は危険ドラッグ等の薬物を使用した事故も発生しており、根絶に向けて推進していきます。

② 飲酒運転の根絶のための施策

ア 規範意識の確立

飲酒運転の危険性や、飲酒運転に起因する交通事故の実態を周知するため、様々な広報媒体を活用した普及啓発を推進するとともに、酒類提供飲食店等と連携して「ハンドルキーパー運動」の普及浸透に努めるなど、飲酒運転を許さない社会環境づくりに取り組み、飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立を図ります。

※ ハンドルキーパー運動

自動車を使ってグループで酒類提供飲食店に行く場合、グループ内において酒を飲まず、他の者を安全に自宅まで送る者（ハンドルキーパー）を決め、飲酒運転を根絶しようという運動

イ 各種キャンペーンでの周知

飲酒運転を根絶するための「飲酒運転させないT O K Y Oキャンペーン」を始め、全国交通安全運動や「T O K Y O交通安全キャンペーン」等の各種キャンペーンにあわせて飲酒運転の根絶に向けた啓発活動を強力に推進します。

ウ 指導・取締りの強化

警察署（交通管理者）に対しては、指導と取締りの強化を要請します。

③ 市民の皆様の役割

- 飲酒による運転への影響や、事故を起こした場合の責任の重さについて話し合い、飲酒運転は極めて悪質な犯罪であることを認識しましょう。
- 車を運転することを知りながら酒を勧めたり、飲酒している人に車を貸したり、飲酒運転の車に同乗することも犯罪です。
- 「飲んだら乗らない・乗るなら飲まない」を絶対に守りましょう。
- 二日酔いも飲酒運転です。運転する前日は深酒を控えましょう。

第5章 分野別施策

1 道路交通環境の整備

道路環境を整備することは交通安全の第一歩であり、交通事故を未然に防ぐためのもっとも有効な手段の一つではありますが、市内に点在する市道は道路幅員が狭いところが多く、バリアフリーに配慮しつつ現状を踏まえた各種整備を展開する必要があります。

(1) 安全安心な市内道路の構築

① 歩道の整備

安全で快適な市民生活と円滑な交通を確保するため、交通需要の分散を基本とした道路整備、計画的な歩道の整備と改善を進めます。あわせて、歩行空間を阻害する電柱の無電柱化や、視認性を確保するための適切な街路樹の管理などを推進し、歩行者や自転車が安全に通行できる空間の確保に努めます。

② 交通事故防止対策の推進

特に歩行者及び自転車利用者を当事者とする交通事故を防止するため、過去に交通事故が発生した箇所を中心に注意喚起用啓発看板の設置、区画線や路面標示の塗り直し等、交通管理者と連携して対応します。

また、市立小学校の通学路交通安全点検を毎年度実施しており、引き続き、市、教育委員会、交通管理者、道路管理者及び保護者が連携し、通学路における定期的な点検等を行い、通学路における児童の安全確保に向けた着実かつ効果的な取り組みを進めます。

(2) 交通安全施設等の整備

① 街路灯の整備

街路灯は夜間における交通安全確保や円滑な移動の確保を図り、また、防犯効果も兼ねている重要な施設で適切な維持管理が求められます。これまで市内全域のLED化を実施してきましたが、今後も必要に応じて街路灯の設置を行うとともに、交通安全上の効果を高め、環境にも配慮した効率的な維持管理を行います。

② その他の交通安全施設等の整備

道路交通の安全と円滑化を図るため、市内の危険箇所を踏まえ、道路管理者や交通管理者と連携しながら、必要に応じてカーブミラーや道路標識等の設置及び維持管理を行います。

(3) 自転車利用環境の総合的整備

① 自転車走行空間の整備

これまで自転車走行空間の案内標識やサインなどが地域によって異なっていたものを、歩行者や自転車利用者の通行すべき空間を明確にし、通行ルールに対する意識の向上を図る目的で、東京都北多摩南部建設事務所を中心に関係各市が協働・連携し、「自転車利用共通ルール」を導入しています。

市内では、交通規制上自転車走行が可能な東八道路の歩道について、整備区域歩道内の一部を車道側に広げ、自転車・歩行者の路面標示や頭上のサインを導入しています。また、東京都北多摩南部建設事務所において、東大通りの車道の一部に自転車レーン（普通自転車専用通行帯）を整備し、交通標識等により自転車走行空間を明確化（左側一方通行）する取組を実施しています。

市では、市内の交通事故の約6割を自転車関与事故が占める厳しい現状を重く受け止め、自転車走行は車道が原則の観点に立ちつつ、市内の道路状況等を考慮した上で、歩行者・自転車等が安全で安心して共存できる道路環境を推進する必要があります。

自転車レーンや自転車ナビマーク等の設置について検証し、関係機関と調整していく中で必要に応じて自転車利用環境の整備を推進します。

② 放置自転車の抑制

放置自転車は見通しを遮り、通行スペースを狭めるなど、交通事故削減に向けた不断の取り組みが必要です。市では年間を通して放置自転車対策に取り組んでいますが、東京都の駅前放置自転車クリーンキャンペーン期間中は対策を強化するなど、さらなる普及・啓発に努めます。

③ 自転車駐車場の整備

市内の自転車駐車場は、民間の自転車駐車場を含めて、官民で連携して取り組んできました。しかし、市営駐輪場は土地を所有者の方から借りて運営しており、将来的な必要台数の確保の見通しは立っていません。このため、恒久的な場所の確保に向けて、引き続き、鉄道事業者、民間運営事業者等と連携して取り組みます。

2 交通安全意識の啓発

(1) 段階的・体系的な交通安全教育の推進

① 交通安全教育の推進

交通安全のきまりや安全な歩行と横断、自転車の安全な乗り方について体験型の安全教育を開催し、交通安全マナーのより一層の向上を図ります。現在、小金井警察署では、市内小学生に対し、信号の確認や横断歩道の渡り方等の歩行訓練教育や実際の公道を想定したコースの中で、正しい乗り方を学んで行く自転車安全教育を実施しており、また、一般市民を対象に随時自転車教室を行っています。なお、受講者には修了証を発行しています。

市内中学生に対しては、スケアード・ストレイト的教育技法を用いたスタントマンによる自転車安全教育を継続して実施します。

市内高校生や大学生に対しては、通学などで自転車利用の機会が増えることから、東京都及び小金井警察署と連携しながら啓発も含めた効果的な交通安全教育を推進します。

② 自転車の安全教育の推進

前述のスタントマンによる自転車安全教育の他、安全利用のルールやマナーを浸透させるため、子どもから高齢者まで様々な世代を対象とし、自転車シミュレータを用いた交通安全教育を実施します。

(2) 地域における交通安全意識の高揚

① 地域ぐるみの交通安全運動の推進

全国交通安全運動では、広く市民に交通安全思想の普及・啓発を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図り、「安全で快適な交通社会」の実現を目的として、実態に即した地域ぐるみの交通安全運動を効果的に推進します。

また、毎年12月1日から7日まで実施される「T O K Y O交通安全キャンペーン」については、東京都、警視庁及び関係機関等と連携して、重点に沿った各種啓発活動等を実施し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践等、交通思想の普及浸透に努めます。

② その他キャンペーン等の推進

飲酒運転を根絶するための「飲酒運転させないT O K Y Oキャンペーン」を始め危険ドラッグ等の薬物根絶や「暴走族追放強化月間」の実施、事故の発生率の高い薄暮時間帯の交通事故防止を図るための「トワイライト・オン運動」等、各種広報媒体を通じ、市民への働きかけを推進します。

(3) 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化

① 多様な広報媒体による広報活動の充実

広く市民に交通安全思想の普及浸透を図り、交通安全行動の実践を定着化させるため、市報、公式ホームページ、SNSなど市のあらゆる広報媒体を活用するとともに、交通安全運動等の様々な機会を通じて、きめ細かく広報活動を推進します。

② シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の推進

シートベルトを着用していなかったことにより、事故の際に車内で全身を強打したり、車外に放り出され全身を強打するなど、死亡事故につながる可能性を秘めております。シートベルトを着用していない場合の致死率(死傷者数に占める死者数の割合)は、着用している場合と比べ高い傾向にあります。後部座席を含むシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの必要性・着用効果の啓発を推進します。

③ 自転車利用者に対する啓発活動の推進

ア 自転車安全利用五則の浸透

市内の交通事故の約6割を自転車関与事故が占める厳しい現状を改善するためには、自転車利用者のルール遵守及びマナー向上が大変重要です。令和5年4月施行の改正道路交通法によりすべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたことを踏まえ、新たに改定された「自転車安全利用五則」の浸透を図ります。

～自転車安全利用五則～

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

イ 事業者に対する周知

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（以下「東京都条例」という。）が平成25年に施行され、自転車利用者のみならず、事業者、学校・保護者の役割が明言されました。従業者の研修や駐輪場所の確保・確認、事業用自転車の点検整備の実施等、周知・徹底に努めます。

ウ 自転車の安全性の確保

自転車は、軽車両であり未成年者であっても交通事故の加害者となれば、被害者やその遺族から高額な損害賠償金を請求されることもあり、普段の整備点検や保険の加入などを促進する必要があります。

令和2年4月に東京都条例が改正され、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する「自転車損害賠償保険等」への加入が義務化されたことから、市では、交通事故による賠償金に対応できる民間保険の加入を推進するとともに、自転車の整備点検、傷害保障・賠償責任補償を制度化しているTSマーク等の普及、啓発を推進します。

自転車も交通事故を起こせば刑事上、民事上の責任が問われます。

自転車側の高額賠償例

○歩道のない下り坂を走行、正面から歩いてきた歩行者と衝突。歩行者は意識不明。
（神戸地裁平成25年7月4日判決 約9,500万円）

○夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行、歩行者に追突。歩行者は重度の後遺障害
（横浜地裁平成17年11月25日判決 約5,000万円）

※ 自転車についても、損害賠償保険等に参加しましょう。

3 道路交通秩序の維持

(1) 指導取締りの強化

道路交通の安全と円滑を図るために、交通実態に即した交通規制などを推進し、また、重大事故に直結する悪質な交通違反等（特に割合が高い自転車の危険な運転行為等）の取締りを強化するよう、関係機関に要請し、道路交通秩序の維持に努めます。

(2) 駐車秩序の確立

① 違法駐車取締り

違法駐車の実態に応じ、重点的に取締りを行う場所や時間帯などを定めた「取締り活動ガイドライン」を中心とする指導取締りを強化するよう関係機関に要請し、良好な駐車秩序の確立に努めます。

② 放置自転車対策の推進

駅周辺の自転車等放置禁止区域（おおむね500m圏内）において、連日放置自転車の撤去を実施しています。撤去件数は減少傾向にあるものの、依然として放置自転車は後を絶ちません。

今後においても関係機関・団体等との幅広い連携の下、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」等の機会を活用し、自転車利用者に対して自転車の放置防止と自転車駐車場利用促進の啓発活動を行い、自転車の駐車秩序の確立を図ります。

4 救助・救急体制の整備

交通事故に起因する救助・救急業務は、一般的に事故現場での応急処置、出動した救急隊の救急処置、医療機関の行う医療行為といった一連の処置の相乗効果が発揮されてはじめてその価値が高められるもので、救急医療機関及び消防機関等の緊密な協力、連携体制が必要不可欠です。このため、関係機関と連携し、交通救助・救急活動体制の充実を図ります。

また、現場に居合わせた人による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）を含めた応急手当等を学べる各種救急救命講習会等への参加について、関係機関と連携し、周知・啓発を推進します。

表 1 7 市内の救急出動件数及び救護人数（各年 1 2 月末現在）

年 区分	出場件数		救護人数	
	(件)	交通事故(件)	(人)	交通事故(人)
R 3	5,028	265	4,374	238
R 4	6,025	275	4,978	263
R 5	6,254	316	5,358	277
R 6	6,368	284	5,502	251
R 7	6,365	274	5,580	248

資料：小金井消防署調査

※ 警察への通報がない交通事故も含まれるため、警察発表資料（表 6）と上記交通事故件数及び人数に差異が生じる。

5 被害者の支援

東京都市町村民交通災害共済（ちょこっと共済）は、市民が会費を出し合って会員となり、交通機関の利用による交通災害により死傷した場合に、等級に応じて会費の中から見舞金を支給する相互扶助の制度ですが、令和 9 年度をもって事業終了が予定されていることから、事業終了までの間の適切な制度の周知に努めます。

あわせて、市内で急増している自転車事故の被害者救済及び加害者の高額な経済的負担の軽減を図るため、東京都条例で加入が義務化されている「自転車損害賠償保険等」への確実な加入促進に向けた周知・啓発をより一層推進します。

6 災害に備えた道路交通環境の整備等

関係機関と連携し、災害に強い交通施設等の整備や災害時の交通安全の確保を図ります。また、災害・大規模事故の発生時や、これに伴う信号機の滅灯等の停電時における的確な対応態勢の整備・充実に努めます。

第6章 計画の推進

交通事故等の交通災害を防止するための対策は、幅広い分野にまたがるため関係機関相互の連携を強化し推進することが必要不可欠です。しかし、真の意味での交通災害の防止は、市民一人ひとりの自覚や協力なくしては成し得ないものです。本計画を達成するためには、人命尊重の基本理念の下、関係行政機関、市民、民間団体、企業の総ての力を結集し、強固な協力体制を確立することが大切です。

1 行政機関

交通機関や交通環境の多様化・複雑化に対応する交通災害防止施策は、多くの行政分野にまたがり、それぞれの領域において技術的・専門的に高度化しています。その効果的な推進を図るためには、関係行政機関相互の連携に基づく総合的かつ一体的な推進が欠かせません。また、市内の交通事故の約6割を自転車関与事故が占めるなど、本市の地域特性や最新の交通情勢に合わせたきめ細かい対策が求められています。

よって、本計画の推進に当たっては、国、東京都、警察署等の関係行政機関との緊密な相互連携と協力により、施策を効果的に推進するよう努めます。

2 民間活力の結集

交通災害の防止は、安全な市民生活の根幹に関わる基本問題です。特に関与率の高い自転車事故の防止をはじめとして、本市から悲惨な交通事故を撲滅するためには、行政機関だけでなく、市民、事業者、交通関係団体、ボランティア等、地域で活動する皆様一人ひとりがこの問題と正面から向き合い、交通安全に対する意識を新たにして、互いに協力し合う自主的な民間活力を結集することが必要不可欠です。

特に、市立中学校の協力を得て、春・秋の全国交通安全運動期間中に市内の中学生が作成した広報テープ等を使用して市民に対して行っている啓発活動は、市民から高い評価を得ており、今後も継続して推進していきます。

また、家庭、職場、学校、地域社会等、様々な分野における市民の意向やニーズが各種の施策に十分に反映されるよう、効果的な手段を活用して、民間の自主的な交通安全運動と行政施策とが両輪となる総合的な推進体制が確保されるよう努めます。

小金井市交通安全計画

発行：令和9年（2027年）3月

編集：小金井市 都市整備部 交通対策課 交通対策係

〒184-8504 小金井市本町六丁目6番3号

電話：042-387-9850 / F A X：042-386-2619

H P：https://www.city.koganei.lg.jp/

事前予約受付中!

参加無料!

プっピーズと楽しく学ぼう!

交通安全 市民のつどい

1日警察署長

プっピーズ

スペシャルステージ

15:20



福田

いっちゃん

入江
浩子

来場者には先着で
豪華交通啓発品プレゼント!
※なくなり次第終了

交通安全教室

14:55



ブンジー

コガネイダー

オレンジブードル

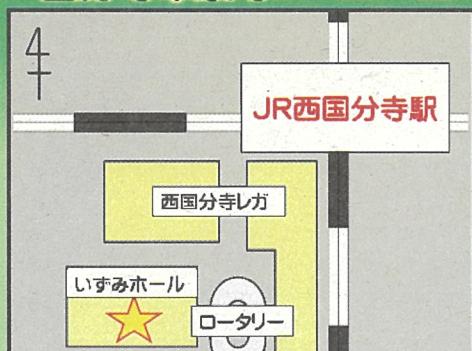
チアダンス

14:30



国分寺市立いずみホール

国分寺市泉町3-36-12



参加申し込みはこちらから

※先着順です

※定員数を超えた場合事前予約
を締め切ります



9月12日

土

開場 13:00

開演 14:00

※予約なしでも空席があれば参加可能です

※定員数を超えた場合は入場をお断りすることがあります

※出演時間・内容は予告なく変更する場合があります

主催 小金井警察署 小金井警察署管内交通安全協会

共催 国分寺市 小金井市

【問合せ先】 小金井警察署 交通総務係

042-381-0110

小金井警察署管内交通安全協会

042-381-7145

令和8年

秋の全国交通安全運動

令和8年9月21日(月)～9月30日(水)

～世界一の交通安全都市TOKYOを目指して～

9月30日(水)は交通事故死ゼロを目指す日です



第14回東京都交通安全ポスターコンクール(令和8年度実施)
知事賞 小学校4年 高波 景(たかなみ けい)さんの作品

生活道路における自動車の法定速度が 60km/h⇒30km/hへ引き下げられます！

令和8年9月1日
(2026年)
改正道路交通法施行令施行

生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、**中央線や中央分離帯**などが**ない**比較的狭い道路のことです。



詳しくは警察庁
HPをチェック！



▼ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き**60km/h**です ▼

1 道路標識又は道路標示による**中央線**又は**車両通行帯**が設けられている一般道路



2 道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が**往復の方向別に分離**されている一般道路



3 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

4 自動車専用道路



道路標識又は道路標示により**最高速度が指定**されている道路では、その速度が**最高速度**となります！



賠償保険に加入しましょう

東京都内で自転車を利用するみなさんへ

東京都の条例では、**自転車**利用中の**事故**により、**他人にケガ**をさせてしまった場合などの**損害**を**賠償**できる**保険**等への加入が義務となっています！！



詳しくは
こちら

東京都

賠償金額約**9,521万円**と
自転車事故に係る
高額賠償事例も発生！



◀ HPもチェック

ヘルメットを被りましょう

東京都



OWVと学ぶ
ヘルメットOK? かぶってGO!

**OWV (オウブ) 出演の
動画配信中!**

詳しくは
こちら▶



自転車安全利用

5 則

① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

③ 夜間はライトを点灯

④ 飲酒運転は禁止

⑤ ヘルメットを着用

特定原付（電動キックボード等）の交通ルールを守ろう！ ～ルールを守って安全・快適に～

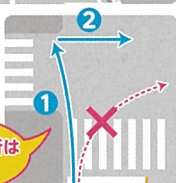
車道や自転車道を走ろう

車道と歩道または路側帯の区別があるところでは**車道（もしくは自転車道）**を走行します。



信号や標識・
標示を必ず確認し
交通ルールを
守りましょう。

交差点での右折は
二段階で！



歩道通行は例外

「特定原付」のうち、「**特例特定原付**」のみ
自転車が**通行可能な歩道**に限り走行できます。

歩道は**歩行者優先**です。

注意 標識等で特例特定原付の通行が禁止される場合は除く



特定原付の交通ルールをHPでチェック！

都民安全 特定原付

検索



- ☑ 16歳未満は**運転禁止**
- ☑ **自賠責保険**（共済）に加入する
- ☑ **ナンバープレート**をつける
- ☑ **ヘルメット**を着用しよう（努力義務）
- ☑ 飲酒運転しない
- ☑ 曲がる時は**ウィンカー**
- ☑ 運転中は**携帯電話等**を使用しない
- ☑ 車道が自転車道が原則
- ☑ 信号や標識を守る
- ☑ **二人乗り**しない
- ☑ 道端などに**放置**しない

令和8年4月1日開始

交通反則通告制度

自転車^{の違反に}青切符



青切符制度とは??

自転車運転者が一定の違反行為をした場合に、「**青切符**」による反則告知を行い、反則金の納付を通告するものです。一定期間内に反則金を納付すると、刑事手続に移行せず事件が終結されます。

16歳以上のすべての人が対象です。

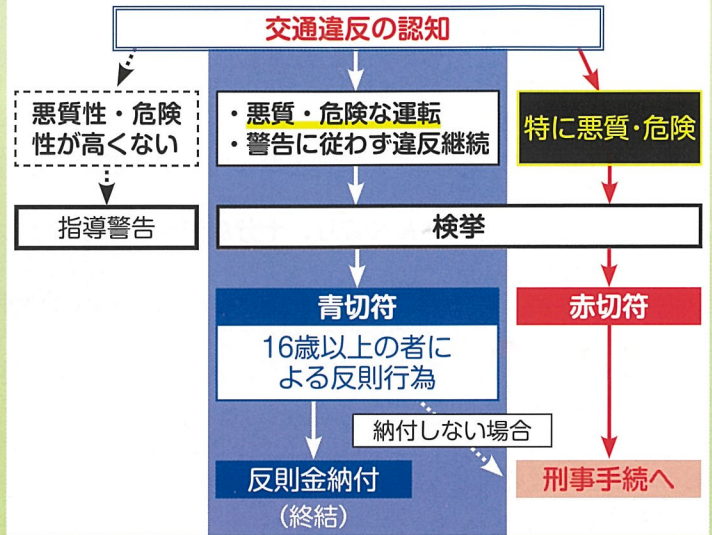
交通事故につながる危険な運転行為をした場合や、警察官の警告に従わずに、違反行為を継続した場合といった、**悪質・危険な行為**が取締りの対象となります。



酒気帯び運転・酒酔い運転、妨害運転（おり運転）、携帯電話使用等（交通の危険）など、特に悪質性・危険性が高い重大な違反行為は、**青切符制度の対象外!**

従来どおり**赤切符**による刑事手続となります。

➤ 手続の流れ



➤➤➤ さらに詳しく!

「TOKYO自転車ルールブック」



point

検挙後の手続は変わりますが、自転車の交通ルールや指導取締りの考え方は変わりません。

➤ 反則行為の例

携帯電話使用等(保持)



12,000円

遮断踏切立入り



7,000円

自転車制動装置不良



5,000円

信号無視



6,000円

一時不停止



5,000円

車道の右側通行



6,000円

さらに詳しく! ➤➤➤

ルールを確認!

自転車を利用する皆さんへ

自転車安全利用五則や、その他のルールなどについて詳しく掲載しています。再確認してみましょう。



スマホで楽しく学習!

東京都自転車安全学習アプリ「**輪トレ**」

自転車走行のバーチャル体験で危険予測トレーニングができます。



自動車等が自転車等の右側を通過する場合の通行方法



令和8年4月1日施行の改正道路交通法により、自動車等が自転車等の側方を通過する際の義務が制定されました。この義務は、自動車等が自転車等の右側を通過する場合（追い越しを除く）において、両者の間に「**十分な間隔**」がないときは、「**間隔に応じた安全な速度**」で進行しなければならないとされています。

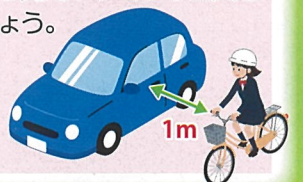
【上記の自動車等の通行方法の目安】

- ◆自動車等が自転車等の右側を通過するときは、できる限り間隔を空けましょう。
少なくとも1メートル程度間隔を空けることが安全です。
- ◆自転車等と1メートル程度の間隔を確保できない場合には、**時速20キロメートルから30キロメートル程度で運転**しましょう!

※上記はあくまで目安です。自動車等が自転車等の右側を通過する際の「十分な間隔」や「間隔に応じた安全な速度」については、自動車等と自転車等との具体的な走行状況、道路状況や交通状況等により異なります。

～ドライバーの皆さまへ～

車は、自転車の右側を通過する際、**十分な間隔を確保**し、状況に応じて減速・一時停止をお願いします。自転車も、**左側通行**や**ライトの点灯**、**後方確認**など基本ルールを守り、周りから見えやすくする工夫をしましょう。

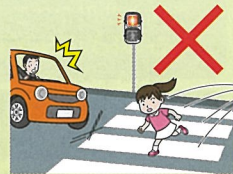


令和8年秋の全国交通安全運動における 東京都の重点は次に掲げる4項目です

重点① 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

【保護者の方へ】

都内では、飛び出しや横断違反などを原因とした子供の重大事故が発生しています。保護者の方には、普段から交通ルールに関する理解を深めていただき、お子様に正しい交通ルールとマナーを繰り返し教えていただくようお願いいたします。また、小さなお子様と一緒に歩出掛けになる時は、目と手を離さないようにしてください。



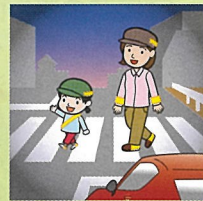
【高齢者の方へ】

歩行者の死亡事故のうち、犠牲となった方の半数以上は高齢者であり、高齢者側による信号無視や横断違反を原因とする事故も多く発生しています。

慣れた道でも交通ルールを守り、十分な安全確認を行うなど、他の見本となるような安全行動をお願いします。

【全ての歩行者の方へ】

横断歩道を横断する際は、車が自分に気がついていないかもしれないという意識を持ち、必ず安全確認をしてから渡るなど、安全な行動を実践してください。また、お酒を飲んで道路に寝込んでしまい、車に轢かれる痛ましい事故が発生しています。飲酒した時は、家に帰るまで気を引き締めてください。



【反射材を活用しましょう】

日没時間が早くなり、夕暮れ時や夜間の重大事故が増加する傾向にあります。歩行者や自転車の方は、明るい服装や反射材用品を身に着けるなど、ドライバーに自分の存在をアピールしましょう。

重点② 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

【ライトは早めに点灯しましょう】

夕暮れ時の事故を防ぐために、車のライトは早めに点灯しましょう。ハイビームを適切に使用し、歩行者の存在や前方の状況を早めに把握しましょう。



【飲酒運転は絶対にやめましょう】

飲酒運転は他人の命をも脅かす危険極まりない犯罪行為です。車もバイクも自転車も電動キックボードもお酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。また、飲酒運転をするおそれのある人に対して車両や酒類を提供する行為、飲酒運転をする人の車両に同乗する行為も罰せられます。



【ながら運転はやめましょう】

「ながら運転」は、周囲の安全確認がおろそかになり、重大な交通事故につながる大変危険な行為です。運転中のスマホ等の使用は、絶対にやめましょう。

重点③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

【自転車を利用する方へ】

道路交通法の改正により、令和8年4月1日から自転車の交通違反に交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されました。

自転車を運転する際は、「自転車安全利用五則」をはじめ、交通ルールを守りましょう。自転車乗用中の交通事故の多くは交差点で発生しています。信号機が設置されていない交差点では一時停止と安全確認を確実にし、交通事故防止に努めましょう。

自転車を運転して、一定の違反行為（16類型）を3年以内に2回以上反復すると「自転車講習」を受けなければなりません。



【特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」）を利用する方へ】

特定小型原動機付自転車を運転する際は、車道を走行し、信号や一時停止標識を守りましょう。飲酒運転も禁止です。一定の違反行為（17類型）を3年以内に2回以上反復すると、「特定小型原動機付自転車運転者講習」を受けなければなりません。



【自転車・特定小型原動機付自転車を利用する全ての方へ】

自転車・特定小型原動機付自転車を利用する前には、必ず交通ルールを確認して安全に利用してください。また、利用する際は、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。



重点④ 二輪車の交通事故防止

都内では、二輪車（原付を含む）の単独事故や右折時での直進車との衝突事故が多く発生しています。二輪車を運転するときは、慣れた道でも速度を控えて安全走行を心がけましょう。二輪車のすり抜け運転や無理な追い越しも重大事故につながる危険な行為なので絶対にやめましょう。

ヘルメットのおごひもをしっかりと締めて、胸部を守るプロテクターを着用しましょう。

令和8年8月発行 登録番号(8)5
令和8年秋の全国交通安全運動推進要領
編集発行 東京都都民安全総合対策本部
総合推進部 総合推進課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03-5388-3124



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

2026年
7月21日から

「危険運転致死傷罪」改正

飲酒運転



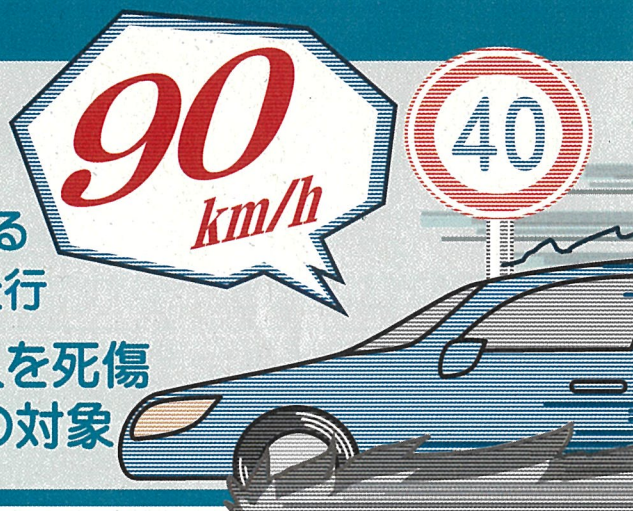
呼気中アルコール濃度0.5mg/L以上
(血中アルコール濃度1.0mg/mL以上)

上記の状態で自動車を走行させ、人を死傷させた場合、「危険運転致死傷罪」の対象

※その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、人を死傷させた場合も「危険運転致死傷罪」の対象

スピード

- ① 最高速度が60km/h以下の道路で+50km/h以上で走行
- ② 最高速度が60km/hを超える道路で+60km/h以上で走行
- ③ ①か②の状態で自動車を運転し人を死傷させた場合、「危険運転致死傷罪」の対象



ドリフト走行等

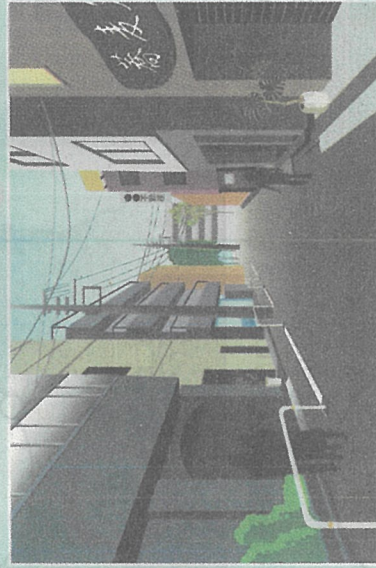
※殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることで、自動車の進行を制御することが困難な状態で走行し、人を死傷させた場合、「危険運転致死傷罪」の対象

※ことさら[殊更]:故意、わざと、格別、とりわけ



生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。



ドライバーの皆様へ

最高速度は、交通の安全と円滑を図るためにあり、これを守ることは、ドライバー、同乗者、歩行者、自転車の方々を守ることに繋がります。決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等にに応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。

こんな道は特に気を付けよう！

民家・商店が多い

通学路である

天候等で視界が悪い

カーブが多い

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます！！

60 km/h

30 km/h

令和8年9月1日

(2026年)

改正道路交通法施行令施行

警察庁HP

▼生活道路における法定速度の引下げについて

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudouro.html>



問い合わせ先

全国都道府県警察HP

▼各都道府県警察本部リンクはこちらです

<https://www.npa.go.jp/link/prefectural.html>



▼ 以下の道路における自動車の法定速度は ▼ 引き続き60km/hです

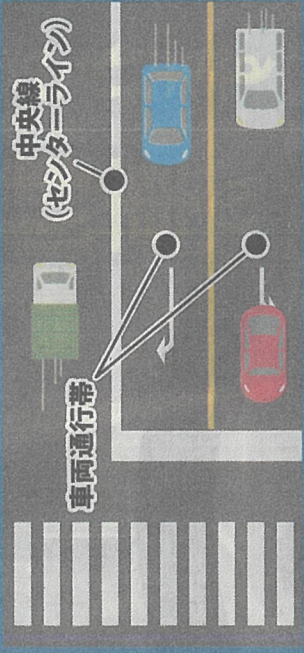
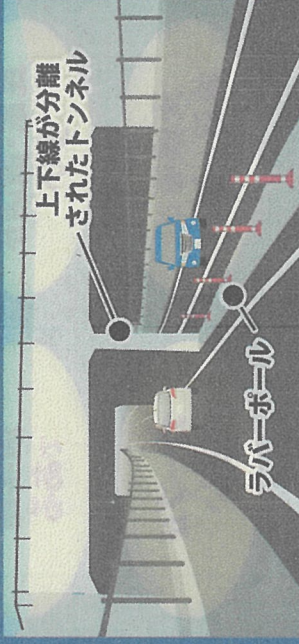
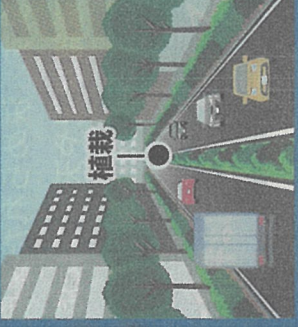
1

道路標識又は
道路標示による
中央線又は
車両通行帯が
設けられている
一般道路



2

道路の構造上又は
柵その他の工作物に
より自動車の通行が
往復の方向別に
分離されている
一般道路



3

高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する
加速車線及び減速車線以外のもの（例として、料金所や一般
道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当します）

4

自動車専用道路



従前どおり、道路標識等による
指定がある場合は、その速度に
従ってください

道路標識又は道路標示により最高速度が指定
されている道路では、その速度が最高速度とな
ります。

例えば、道路標識により最高速度が 40km/h と
指定されている中央線がない道路では、最高速
度は 30km/h ではなく 40km/h となります。



▲中央線がない道路で40km/hの速度標識が
あった場合は、最高速度は40km/hとなる。



▲中央分離帯や中央線があっても速度標識が
50km/hの場合、最高速度は50km/hとなる。